

〔川崎医療福祉学会ニュース〕

川崎医療福祉学会 第67回研究集会（講演会）

日時：令和7年6月20日（金）14：10～
場所：川崎医療福祉大学 10階大会議室(中央)

(1) 臨床現場における薬剤師の科学的探究力の醸成とその実践 ～現場で働く薬剤師による臨床研究活動について～

就実大学薬学部 臨床薬学研究室 教授 赤木晋介

薬剤師には、豊かな人間性と高い倫理観を備え、薬物療法の専門家として医療安全の観点から責任ある行動をとり、患者とその関係者の命と健康的な生活を支えることが求められている。また、医療および薬学の発展に寄与し、社会に貢献する役割も担っている。その実現には、プロフェッショナリズム、全人的な姿勢、生涯学習の継続、科学的探究心、問題解決能力、情報活用能力、薬物治療の実践力、コミュニケーション力、そして医療の社会的役割に対する理解など、多面的な資質・能力の向上が生涯にわたって必要とされる。

これらのうち、臨床で働く薬剤師として研究するためには、特に「科学的探究力」が重要である。これは、薬学的視点から医療・福祉・公衆衛生の課題を抽出し、その解決に向けた科学的思考を培いながら、適切な学術・研究活動を計画・実施し、薬学の発展に貢献する力のことである。近年では、病院や保険薬局などの臨床現場においても、薬剤師が科学的探究を実践することの重要性が再認識されている。

臨床現場における科学的探究の一つに臨床研究がある。これは、薬歴や検査値など所属医療機関における実データを活用し、現場での臨床的疑問（Clinical Question）を研究課題（Research Question）に昇華させて実施されるものである。近年では、いわゆる医療ビッグデータを用いた観察研究を実践する臨床薬剤師も増えている。

本発表では、臨床薬剤師による研究の一例として、ビッグデータを用いた観察研究および院内製剤に関する臨床研究の取り組みを紹介し、現場からの科学的アプローチが薬学の発展に果たす役割について考察する。

(2) 地域における終末糖化産物と血管硬化度に着目した 健康寿命延伸への取り組み

就実大学薬学部 薬物治療学研究室 講師 出石恭久

日本は現在、超高齢社会に突入しており、医療費や介護保険給付費の増加といった深刻な課題に直面している。その一因として、健康寿命が平均寿命より約10年短く、その期間に多くの医療・介護サービスを必要とするため、社会保障費の負担が大きくなっている。こうした状況を踏まえ、専門的医療に依存するのではなく、地域医療の中で健康維持や疾病予防、さらに基礎疾患の重症化を防ぐ取り組みによって健康寿命を延ばすことができれば、国民がより充実した生活を送れる期間が延長されると同時に、社会保障費の軽減にもつながると期待される。特に循環器系疾患は医療費が最も高額であり、死因の上位にも位置していることから、早急な予防・対策が必要とされている。

我々はこれまで、地域における予防医療や健康増進に薬剤師がどのように貢献できるかを探る目的で、薬学部附属薬局を拠点として終末糖化産物（AGEs）に着目した健康リスク評価に関する臨床研究を行ってきた。AGEsは、たんぱく質や脂質の糖化反応により生成され、酸化ストレスの産生を介して炎症反応を誘発し、脳心血管疾患や糖尿病等の慢性疾患の発症リスクを高めることが知られている。このAGEsは皮下組織に蓄積すると特有の自家蛍光（SAF）を発するため、我々はこのSAFの蛍光強度を非侵襲的に測定することで、簡便かつ安全にAGEsの蓄積量を評価した。

その結果、中高年者ではSAFと年齢の相関性が消失し、SAFが白血球数と関連していることが明らかとなった。白血球数の増加は、脳心血管疾患による死亡リスクの上昇と関係していることが報告されており、SAFの評価を通じて循環器系疾患のリスクを把握できる可能性が示唆された。

現在はさらに血管機能に着目し、SAFと血管硬化度との関連性についての研究を進めている。本発表では、これらの研究成果を踏まえ、地域における循環器疾患の予防や健康支援の新たな可能性について議論したいと考えている。

(3) 幼稚園から高等学校までの子どもの市民性育成に関する研究 —カリキュラム分析と開発—

医療福祉学部 医療保育学科 教授 中原朋生

(1) リサーチ・クエスチョンと研究の概要

筆者は教育学、特にカリキュラム編成論を専門としている。大学院時代から30年以上、「子どもたちに民主主義社会を担う市民性を育成するカリキュラムはいかにあるべきか」という規範的なリサーチ・クエスチョンを探究してきた。

特に世界で初めて成文憲法を制定したアメリカ合衆国における子どものための憲法教育に注目し、幼稚園から高等学校まで展開される憲法教育の目標・内容・方法のあり方を、全体計画と単元指導計画の二つのレベルから分析を行ってきた。さらにアメリカ合衆国の憲法教育の分析から理論を抽出し、それを応用した日本の憲法教育の単元開発も行ってきた。

(2) 研究の方法

①事実確定（どうなっているか？）

全体計画・教科書・教師用指導書を分析し、憲法教育カリキュラムの目標・内容・方法の事実確定を行う。

②理論抽出（なぜ、そうなっているのか？）

事実確定の後に、なぜそのような目標・内容・方法となっているのか、背景にある教育理論を抽出する。

③評価考察（どのような意義があるのか？）

抽出された憲法教育カリキュラムの理論が、現状の日本の憲法教育にどのような意義があるのかを評価し考察する。

④理論応用（どうするのか？）

抽出された憲法教育カリキュラムの理論を応用した日本の憲法教育のカリキュラム開発を行う。

(3) 研究成果

筆者はアメリカ合衆国の憲法教育カリキュラムの分析研究の成果を著書¹⁾にまとめた。さらに近年は上記の方法を応用し、市民性育成を目標とするニュージーランドの乳幼児教育カリキュラム『テ・ファーリキ』に関する研究²⁾も展開している。講演ではこの二つの研究成果を中心に報告する。

1) 中原朋生『現代アメリカ立憲主義公民学習論研究—幼稚園から高等学校までの子どもの市民性育成—』風間書房2015。

2) 大橋節子・中原朋生・内田伸子・上田敏文監訳編著『テ・ファーリキ（完全翻訳・解説）—子どもが輝く保育・教育のひみつを探る—』建帛社2021。

(4) 障害児・者のスポーツ実施率向上に向けた実践と提案

医療技術学部 健康体育学科 准教授 小玉京士朗

スポーツ庁が策定した第3期スポーツ基本計画では、2026年度までに障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%（若年層は50%程度）、年1回以上のスポーツ実施率を70%（若年層は80%程度）とすることが目標に掲げられている。これに伴い、国内では障害児・者を対象としたスポーツ参加促進のための各種企画や活動が積極的に開催されている。しかしながら、スポーツ庁による2024年度（令和6年度）「障害児・者のスポーツライフ

に関する調査」によれば、週1回以上のスポーツ実施率は20歳以上で32.8%、7～19歳では38.5%と、前年に比べて増加はみられるものの、依然として第3期計画の目標値には届いていない。同調査では、週1回未満の運動実施者に対して運動・スポーツへの関心について尋ねた結果、74.7%が「特に運動・スポーツに関心はない」と回答している。また、運動・スポーツを「したいと思うができない」の回答者に対して、その障壁となっている理由を尋ねたところ、「体力がない」(31.9%)が最も多く、次いで「体調に不安がある」(23.8%)、「金銭的な余裕がない」(16.5%)の順であった。これらの調査結果から、従来のスポーツ参加企画活動の多くは、運動・スポーツに関心を持たない層には届かず、関心がある層であっても身体的・環境的制約から参加が困難な状況にあることが明らかである。したがって、スポーツ実施率の向上にはつながりにくいと考えられる。障害児・者の自主的かつ積極的なスポーツ参加を促進するためには、まず障害児・者が感じている参加の障壁を可能な限り取り除くこと、そして運動・スポーツへの関心を喚起する「きっかけづくり」が不可欠である。

本発表では、その一手法として、特別支援学校への定期的な訪問を通じて実施したスポーツ・レクリエーション活動の実践報告を紹介し、そこから得られた知見をもとに、今後の障害児・者に対するスポーツ普及・促進の方法について提案する。